相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県新座市馬場三丁目五番、最後の住所静岡県熱海市伊豆山一一二四番地のニルネス熱海ブルーシア二〇六号
被相続人　亡　安部　清悦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十八日
静岡県熱海市田原本町九番一号　熱海第一ビル六階
相続財産管理人　弁護士　髙山　功

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市大字道合四五番地一、最後の住所埼玉県川口市大字道合四五番地の一
被相続人　亡　野口　裕美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十八日
事務所愛知県名古屋市中区丸の内一丁目四番一二号アレックスビル七階C加藤英男法律事務所
相続財産管理人　弁護士　加藤　英男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県鈴鹿市下大久保町一六三三番地一三五、最後の住所埼玉県上尾市中分一丁目二七番地一一
被相続人　亡　前田喜久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十八日
事務所三重県津市栄町二丁目四六六番地
楠井法律事務所
相続財産管理人　西澤　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市上京区七本松通仁和寺街道上る一番町一〇七番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　中澤汎三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十八日
京都市中京区河原町二条南西角一之船入町三六六番地　河原町二条ビル四階
相続財産管理人　弁護士　小松　琢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐北区安佐町大字飯室一四七二番地の二、最後の住所大阪府枚方市春日東町二丁目一二番一〇号
被相続人　亡　熊谷　壽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十八日
大阪市浪速区戎本町一丁目九番一九号酒井家ビル五階
相続財産管理人　弁護士　青木　佳史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所堺市堺区南島町三丁一四〇―一橋詰文化七
被相続人　亡　松崎　秀男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十八日
大阪市北区西天満二丁目三番九号オーク西天満ビル三階
相続財産管理人弁護士　井上　賢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市天王寺区大道二丁目二番地、最後の住所大阪市西成区聖天下二丁目二番一号
被相続人　亡　酒井　兼吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十八日
大阪市北区西天満二丁目三番九号オーク西天満ビル三階
相続財産管理人弁護士　井上　賢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県鳥取市吉方温泉三丁目八五二番地一〇、最後の住所鳥取県鳥取市富安一丁目二〇五番地
被相続人　亡　竹内　義人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十八日
鳥取市若桜町三九番地
相続財産管理人　司法書士　松尾　貴彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県高梁市落合町原田七五八番地、最後の住所岡山県倉敷市玉島八島一三八五―一
被相続人　亡　仲田　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十八日
岡山県高梁市成羽町下原八七―三
相続財産管理人　風早　直行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県江田島市沖美町岡大王五四五番地一、最後の住所広島県呉市警固屋九丁目一番三八号
被相続人　亡　黒神　初枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十八日
広島県江田島市大柿町大原三九三六番地一
相続財産管理人　司法書士　平元　勝一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市沖側町五〇〇七番地、最後の住所名古屋市東区砂田橋二丁目一番C―七〇七号
被相続人　亡　岡田　哲雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十八日
広島県三原市糸崎三丁目一〇番五号
相続財産管理人　司法書士　松重　宏樹

第85期決算公告

平成23年4月28日　北海道帯広市西18条南1丁目2番地36

株式会社道東セイコーフレッシュフーズ

代表取締役　笹山　一夫

貸借対照表の要旨

（平成22年12月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,573	流動負債	1,853
固定資産	1,390	固定負債	602
繰延資産	17	株主資本	525
		資本金	224
		資本剰余金	13
		資本準備金	4
		その他資本剰余金	8
		利益剰余金	288
		利益準備金	26
		その他利益剰余金	261
		（うち当期純利益）	(43)
資産合計	2,981	負債・純資産合計	2,981

第7期決算公告

平成23年4月28日

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

株式会社ジェイバード・アセット・ファンディング

代表取締役　内山隆太郎

貸借対照表の要旨（平成22年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	704	流動負債	12,300
固定資産	11,600	負債合計	12,300
		株主資本	3
		資本金	10
		利益剰余金	△6
		その他利益剰余金	△6
		（うち当期純利益）	(0)
		純資産合計	3
資産合計	12,304	負債・純資産合計	12,304